

総務市民委員会協議会資料

日 時 令和8年5月26日（火）午前9時30分
場 所 第1委員会室

総 務 部
市 長 公 室
危 機 管 理 室
デ ジ タ ル 推 進 室
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

総務部総括表

部長名 佐野 幸利

所属職員数 (部長を含む。) 72 人

所属課数 5 課

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
企画課 課長兼SDGs 推進室長 井出剛洋	10人 SDGs推進室 (うち1人静岡大学へ派遣)			
行政経営課 課長 小山直樹	4人	1 第5次富士市行政経営プランについて	1	2
総務課 課長 村嶋 博	14人 行政法務担当 文書担当 統計担当			
人事課 課長兼人材育成 室長 川島和彦	24人 人事担当 給与担当 厚生担当 人材育成室 (うち1人静岡県へ派遣) (うち1人富士宮市へ派遣) (うち1人沼津市へ派遣) (うち1人振興公社へ派遣)	2 人材育成基本方針の改定について	2	6
シティプロモー ション課 課長兼移住定住 推進室長 鈴木裕子	19人 シティプロモーション 戦略担当 広報広聴担当 移住定住推進室			

第 5 次富士市行政経営プランについて

総務部行政経営課

1. はじめに

富士市行政経営プランは、人口減少や少子高齢化の進行、災害の激甚化など、常に変化している社会環境に柔軟に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、本市の行政経営に係る基本的な方向性を定めたものである。

現行の第 4 次富士市行政経営プランが、令和 8 年度末をもって計画期間終了となるため、次期計画を策定する。

2. 第 4 次富士市行政経営プランの総括

(1) 財政指標と定員管理指標

第 4 次富士市行政経営プランでは、本市の行政経営の状況を表す指標として、「財政指標」と「定員管理指標」を設定し、数値による目標管理を行っている。

<財政指標>

指標	R2 (策定時点)	R8 (目標値)	R6 (実績値)
経常収支比率	89.8%	90.0%以下	90.3%
将来負担比率	63.3%	70.0%以下	59.8%

- ▶ 令和 6 年度末時点における状況では、経常収支比率は目標未達であるが、将来負担比率は目標値よりも改善している。

<定員管理指標>

指標	R2 (策定時点)	R8 (目標値)	R6 (実績値)
普通会計決算額における総人件費	165 億 1,000 万円 (R 2 年度決算額)	165 億 1,000 万円以下 (各年度決算額)	179 億 3,886 万円
全職員の総労働時間	812 万 4,141 時間 (R 5 年度実績)	812 万 4,141 時間以下 (各年度実績)	815 万 8,178 時間

- ▶ 令和 6 年度末時点における状況では、両指標ともに目標未達である。
- ▶ 総人件費は、人事院勧告に基づく大幅な職員給与改定の影響等により、目標値から大幅に乖離している。

(2) 各取組事項

第 4 次富士市行政経営プランでは、「経営資源の確保」、「行政サービスの向上」、「組織の活性化・適正化」の 3 つを重点項目に掲げ、46 の取組を位置付けている。

各取組には、令和 8 年度末時点の到達目標を設定しており、目標値に対する達成状況の進行管理を行っている。

<全46の取組の評価別割合（令和6年度）>

評価	取組数	割合
A（目標達成率 100%以上）	8 項目	17%
B（目標達成率 70%以上 100%未満）	35 項目	76%
C（目標達成率 50%以上 70%未満）	3 項目	7%
D（目標達成率 50%未満）	0 項目	0%

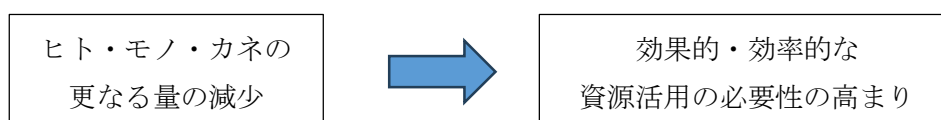
- 全体的には、概ね順調に取組を推進している。
- C評価の3項目（「職員配置適正化計画に基づく定員管理」「内部統制の強化」「基幹業務システムの標準化・共通化等の推進」）については、次期の富士市行政経営プラン又は富士市情報化計画に継承し取り組むこととする。

3. 第5次富士市行政経営プランの策定方針

(1) 策定の背景

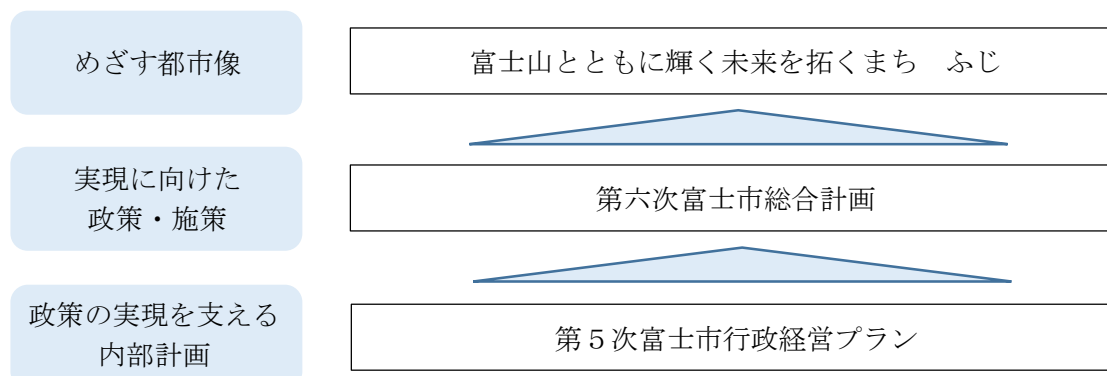
第5次富士市行政経営プランを策定するに当たり、社会・地域の変化に伴い、行政に求められることを資源別に整理した。

資源	社会・地域の変化	行政に求められること
ヒト	人口減、少子高齢化、価値観多様化	時代に合った行政サービスの提供
モノ	公共施設の老朽化	ファシリティマネジメントの推進
カネ	物価や人件費の上昇	健全財政の維持
情報	情報社会の進行	デジタル技術や情報の有効活用



(2) 策定の目的と位置付け

第5次富士市行政経営プランは、第六次富士市総合計画に掲げるめざす都市像「富士山とともに輝く未来を拓くまち ふじ」の実現に向けて、政策の実現を支えるため、様々な行政課題に対し、質が高く柔軟な行財政改革を展開していくことを目的とする。



(3) 計画期間

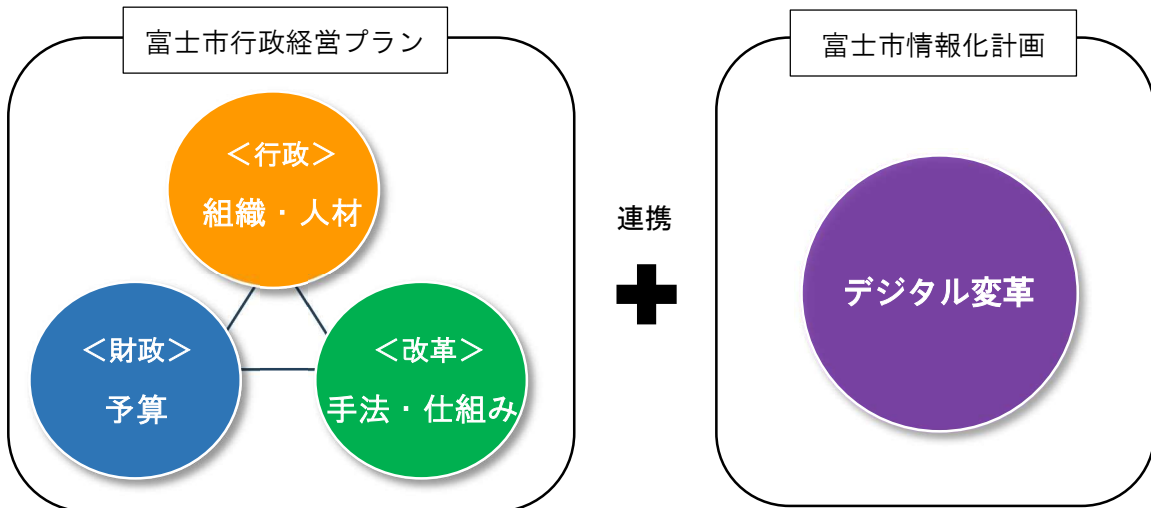
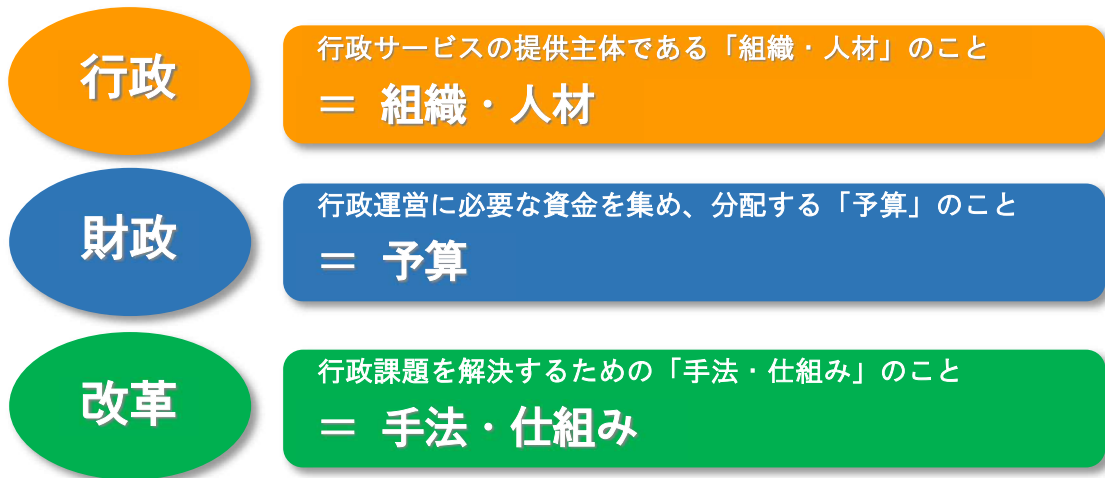
第5次富士市行政経営プランでは、第六次富士市総合計画後期基本計画に合わせ、計画期間を令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

(4) 基本方針

行財政改革とは、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的で効果的な行政経営を行い、「安定的かつ継続的な市民サービスの提供」と「財政の健全化」の両立をめざす取組である。

第5次富士市行政経営プランでは、『行財政改革』を『行政』、『財政』、『改革』に分解した上で、それぞれの質の向上に向け、推進していく。

また、行財政改革には、デジタル技術を積極的に活用していくことが有効であるため、デジタル変革（DX）を推進する富士市情報化計画と整合を図りながら連携する。



(5) 計画の構成案

第5次富士市行政経営プランでは、基本方針を踏まえ、行政（組織・人材）、財政（予算）、改革（手法・仕組み）に係る3つの重点項目を設定するとともに、それぞれに具体的な取組事項を位置付ける。

重点項目	取組事項	
1. 組織・人材 業務執行体制の最適化と 人材育成の推進	①	組織力の向上 …組織機構の見直し、職員数の適正管理
	②	スマートなワークスタイルの推進 …働き方改革、ペーパーレス化、時間外勤務の縮減
	③	職員の人材確保・育成 …人事政策、職員研修、健全な職場環境
2. 予算 持続可能な財政運営	④	健全財政の維持 …歳入の確保、歳出の抑制
	⑤	公共施設マネジメントの推進 …公共建築物のライフサイクルコストの縮減、未利用 財産の処分・利活用
	⑥	民間活力導入の推進 …業務実施方法の最適化（業務委託、指定管理者制度、 ESCO 事業など）
3. 手法・仕組み 時代の変化に対応した 業務改革	⑦	業務改善、業務見直し …デジタル技術による行政サービスの充実、業務改善 運動、業務活動レビュー
	⑧	協働・パートナーシップ …民間・近隣自治体等との協働・連携
	⑨	内部統制の強化 …コンプライアンス遵守、適切な会計処理

(6) 策定体制

計画策定に当たっては、関係課の統括主幹又は主幹相当職の職員により、プロジェクトチームを組織し、関係課との協議を重ねながら計画案を策定する。

プロジェクトチームで作成した計画案については、行政改革推進本部において審議を予定している。

プロジェクトチーム 関係課（7課）	市長戦略課、デジタル戦略課、企画課、人事課、 シティプロモーション課、財政課、資産経営課
----------------------	---

(7) 今後の策定スケジュール

～10月	プロジェクトチームによる計画策定作業、庁内での協議・審議
11月	全員協議会（パブコメ案の説明）
12月～1月	パブコメ実施
3月	計画書の完成、公表

人材育成基本方針の改定について

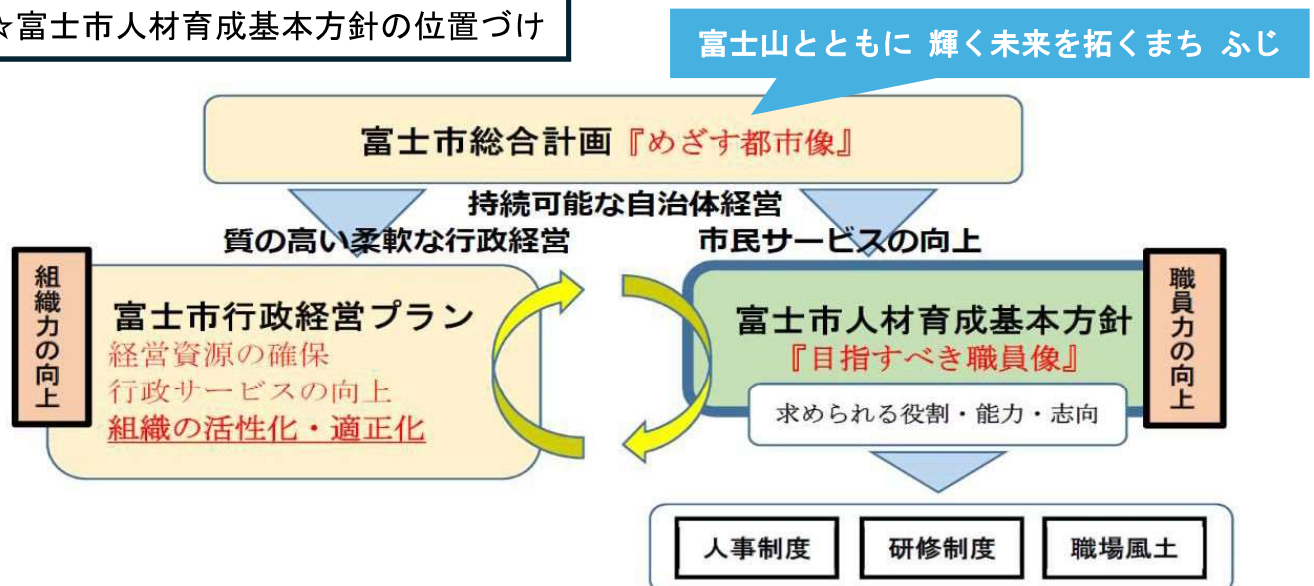
総務部人事課

1. 富士市人材育成基本方針について

富士市人材育成基本方針は、本市職員の人材育成の方向性と取り組むべき施策を明らかにしたもので、適用期間は、第六次富士市総合計画の計画期間に併せて、令和4年度から令和13年度までの10年間としている。

このような中、令和9年度からの後期5年間において、社会環境や職員意識の変化、地方公務員制度の改正などに的確に対応できるよう、人事制度、研修制度、職場風土の改革に関する具体的な取組等について、市長の意向や職員の意見等を踏まえながら改定していく。

☆富士市人材育成基本方針の位置づけ



目指すべき職員像

輝く未来を拓くため、自らの使命を胸に、
情熱をもって、果敢に行動する職員

目指すべき職員像の具現化に向け、日々の職務等において常に心掛けてとるべき行動を、求められる志向の5項目に照らし、職員行動指針として定めている。

私たち職員は、
「富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ」の実現に向けて

- 《プロ志向》 1 行政のプロとして 使命感をもって行動します
- 《市民志向》 2 すべての業務を 自分ゴトとして捉え 遂行します
- 《チーム志向》 3 風通しの良い 自由闊達な職場づくりに努めます
- 《経営志向》 4 SDGsの理念のもと 柔軟な発想で課題を解決します
- 《成長志向》 5 常に向上心もち 積極果敢にチャレンジします

人材育成基本方針は人事評価制度とも紐づいており、5つの志向を能力評価の評価項目としている。

2. 主な改定ポイントについて

(1) 富士市役所の「ミッション」・「ビジョン」・「バリュー」の明示

人材育成基本方針の改定に当たっては、市長の意向や職員からの意見等を踏まえ、市役所の「ミッション」・「ビジョン」・「バリュー」を明示し、「目指すべき職員像」や「職員行動指針」の位置づけ及び内容等について、全ての職員が認識できるよう見直していく。

ミッション	… 市役所として果たすべき使命、市役所の存在意義
ビジョン	… 市役所として目指すべき組織像
バリュー	… 市職員として大切にすべき価値観、行動指針

(2) 「人事制度」・「研修制度」・「職場風土」に関する取組内容の見直し

現在の人材育成基本方針に位置づけた下記具体的な取組について、職員アンケートを実施し、前回調査結果との比較・分析や、各種取組の成果を検証するとともに、職員意識の変化や新たな課題を把握した上で、内容の見直しを図っていく。

人事制度

【取組】

職員の意欲と能力（適性）を活かす人事制度

- ▶自己申告で描くキャリアビジョン
- ▶組織横断的な応援体制の強化
- ▶人材登用にに向けた昇任意欲の醸成
- ▶ジョブローテーションの定着
- ▶人事評価の適正な運用とキャリア形成支援
- ▶柔軟で働きやすい勤務制度
- ▶複線型人事制度の導入検討
- ▶積極的な発信で多様な人材採用
- ▶誰もが活躍できる職場環境

研修制度

【取組】

時代を捉え、未来を見据え、誰もが主体的に学び続けられる研修制度

- ▶OJTの奨励と情報提供
- ▶選択研修の運用改善
- ▶キャリア形成のための費用助成制度
- ▶管理監督職の能力育成
- ▶ICTを活用した研修の受講環境整備
- ▶自己啓発活動支援制度の活用促進
- ▶研修内容の見直しと動機づけ
- ▶研修効果を職場における支援制度
- ▶公務外活動のサポート
- ▶制度設計の見直し

職場風土

【取組】

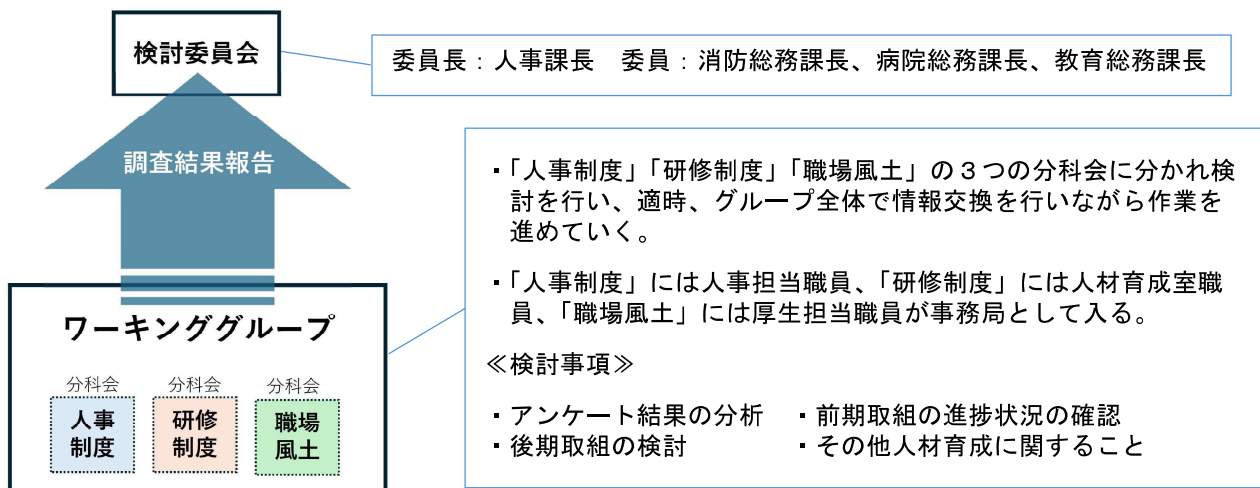
同僚性と協働性を育み、誰もがいきいきと働ける職場へ

- ▶コミュニケーションの活性化 「人と人」として尊重し合える対話・挨拶の推進、褒め育の推進、職場環境チェックの実施
- ▶ハラスメントの根絶 全職員対象研修の実施、相談方法の周知と相談環境の整備、ハラスメントの調査分析と環境改善
- ▶メンタルヘルスの向上 一人で悩ませない相談窓口の周知、柔軟な働き方の積極的な活用、復帰後の柔軟な勤務体制の整備

3. 検討委員会とワーキンググループ

人材育成基本方針の改定に当たり、検討委員会と様々な所属からの職員で構成するワーキンググループを立ち上げ、改定案をとりまとめる。

なお、ワーキンググループについては、職員10人程度をメンバーとして選出する。



4. 改定までのスケジュール（予定）

年 月		内 容
令和8年	5月	職員アンケート実施・WGメンバー選定 第1回検討委員会 第1回ワーキンググループ
	7月	第2回ワーキンググループ
	9月	第3回ワーキンググループ（中間報告検討）
	10月	第2回検討委員会（中間報告） 市長への中間報告 第4回ワーキンググループ
	11月	第5回ワーキンググループ
令和9年	1月	第6回ワーキンググループ（最終報告検討） 第3回検討委員会（最終報告） 部長会議における審議
	2月	職員に向けての周知・外部への公表

市長公室総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
市長戦略課 課長兼稼ぐ力推進室長 鳥居義忠 市長公室長兼 秘書課 課長 佐野友樹	7人 稼ぐ力推進室 (うち1人(株静岡銀行へ派遣)) 5人	1 新たな成長戦略ビジョンの策定について	3	10

新たな成長戦略ビジョンの策定について

市長公室 市長戦略課

1 策定の背景

本市は、これまで製造業を中心に高い産業集積と雇用を維持してきたが、少子高齢化の進行や若年層の大都市圏への流出、物価高騰などに加え、国際情勢の悪化などから、市民の暮らしと地域経済の持続可能性に不安が生じている。

こうした中、市長は、「笑顔とにぎわいに満ちた富士市」を掲げ、次代を担う若者が、自らの意志でこのまちを人生の舞台に選びたいとなるような魅力を創り出すとしている。

このためには、地域の強みを最大限に生かして本市に新たな投資を呼び込むことで、にぎわいと活力を生み出さなければならない。

また、市内企業が潤い市民所得も増えることで、更なる投資や消費を呼び込む好循環が生まれ、市民のわくわく感が高まる「稼げる自治体」を目指す必要がある。

2 策定の目的

「笑顔とにぎわいに満ちた富士市」の実現に向け、「稼げる自治体」への転換と「わくわく感の醸成」を進めるため、第六次富士市総合計画後期基本計画と整合させつつ、本市の強みを生かした他市との差別化とウェルビーイング向上の取組を一体的に推進する新たな「成長戦略」として策定する。

なお、ビジョンに基づく取組については、新年度予算編成における重点事業や総合計画におけるリーディングプロジェクトとして位置付ける。

3 基本的事項

計画期間	市長の任期を踏まえ令和 9（2027）年度から令和 11（2029）年度の 3 年間
策定体制	市長戦略課を事務局とし、20 代から 40 代の職員 10 人で構成する策定プロジェクトチームを設置。
考え方	<p>ポジティブアプローチ <できていることや強みから考える></p> <p>①本市が目指すベクトルの明確化と共有 ②富士市らしい尖り（強み）をつくる ③形式的な取組にとどまっている状況の解消 ④市民の小さな困りごとへの対応 ⑤市民満足度向上 ⑥市役所の機動力向上に向けた組織風土の醸成</p>

4 策定に向けた作業

①目指すべきビジョン、コンセプトをつくる

ビジョン・コンセプトの言語化

- ・コンセプトを核に、まちの目指す姿を明確化

②ビジョンを実現するための取組をつくる

早期に実現を目指す取組（例）

- ・魅力ある公園整備
- ・稼ぐ力のある産業・企業の育成
- ・DX・設備投資・新事業創出による生産性向上
など

将来実現を目指す取組（例）

- ・市外から稼ぐ観光・移輸出の強化
- ・企業や研究拠点の誘致
- ・大規模集客施設、ホテルの誘致 など

5 策定スケジュール

5月にプロジェクトチームを設置し作業を開始し、策定中の第六次富士市総合計画後期基本計画等と整合を図りながら、令和9年度予算編成に間に合うよう策定を目指す。

市議会には、全員協議会の開催を依頼し、提示する。

危機管理室総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
危機管理監 高野浩一 防災危機管理課 課長 渡辺佳幸	1 4 人 危機管理担当 防災対策担当			

デジタル推進室総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
室長 深澤安伸				
デジタル戦略課 課長 鈴木克敏	5人			
情報システム課 課長 小林重義	11人	1 庁内OAシステム更新事業に関する障害報告と今後の対策について	4	14

庁内OAシステム更新事業に関する障害報告と今後の対策について

デジタル推進室 情報システム課

1. 庁内OAシステム更新事業

(1) 更新の概要

・令和元年度から運用していた庁内OAシステムを更新する事業

更新機器等： 端末 2,100 台、サーバ及び関連するソフトウェア

構築期間： 令和 7 年 6 月 4 日～令和 7 年 12 月 31 日

更新内容： 更新計画を策定し、端末及びサーバ機器等の仕様の確定、設計及び設定、動作試験等のシステム構築を行い、端末を全庁に配置した。年末年始に新システムへの切替作業を実施し、1月5日から運用開始した。

(2) 更新に伴う主な変更点

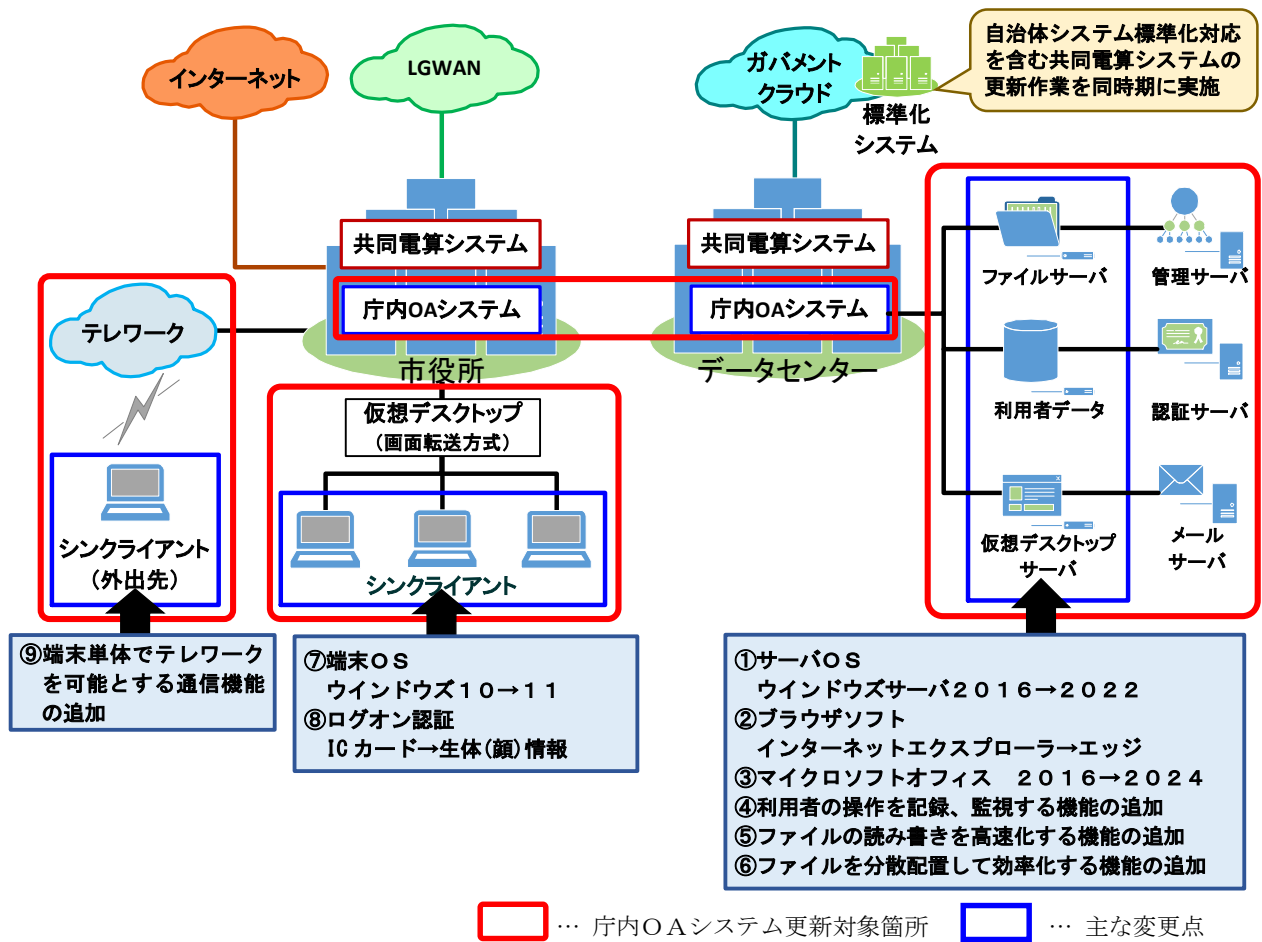


図1 令和7年度庁内OAシステム更新概要図

2. 障害の概要

(1) 主な障害事象

- ・ 端末全体数の4割程度しかログオンできず、全ての端末を利用することができない。
- ・ ファイルやデスクトップを管理するサーバの動作が緩慢になる。
- ・ 端末を利用中に動作停止やネットワークからの切断が頻発する。

(2) 障害の状況と復旧までの経緯

月 日	復旧状況
1月5日(月)	始業開始約10分前、全体の4割(650台)程度の端末が起動したところで、以降の端末がログオンできない。また、システムの動作が急激に低下した。
1月8日(木)	窓口端末等による市民サービスに影響がない状態まで改善(残存障害あり)。
1月15日(木)	端末の起動不良等、サーバに関する障害は概ね解消した。本庁舎では、断続的にシステムの動作が緩慢になる、無線ネットワークが切断されるなどの事象が頻発した。
1月30日(金)	無線ネットワークの周波数、帯域幅、新端末の通信設定をそれぞれ変更し、概ね障害は解消した。

※ 本障害に無関係なソフトウェア等の不具合は継続対応中

3. 障害が及ぼした影響

(1) 市民サービスへの影響

- ・ 市民窓口の待ち時間の増加
- ・ 保険証や認定証等の即日交付不能
- ・ データ入力処理の遅延による後続処理影響
- ・ システム帳票出力不能(手書き対応等)

(2) 庁内業務への影響

- ・ 申請や届出、許認可事務等の事務処理遅延
- ・ 時間外業務の追加発生

4. 障害復旧対応の内容

(1) 復旧に向けた対応方針

- ・ 市民サービス及び庁内業務への影響を最小限にすること
- ・ 復旧を最優先とし、様々な仮説を立てて効果が見込まれるものから作業を行うこと
- ・ 作業は、事業者と綿密な協議を行い、業務時間外や閉庁日に実施すること

(2) 主な復旧作業内容(1月5日(月)から30日(金)までの間に実施)

① サーバに対する設定変更

端末利用時に動作する仮想デスクトップサーバやファイルサーバに対して、仮想コンピュータの増設やファイルサーバの再構成等を実施した。

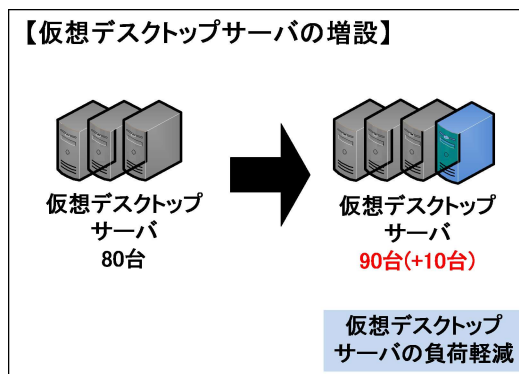


図2 仮想デスクトップサーバに対する作業

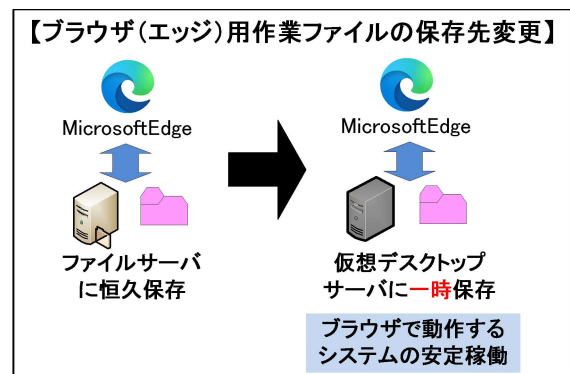


図3 ブラウザに対する作業

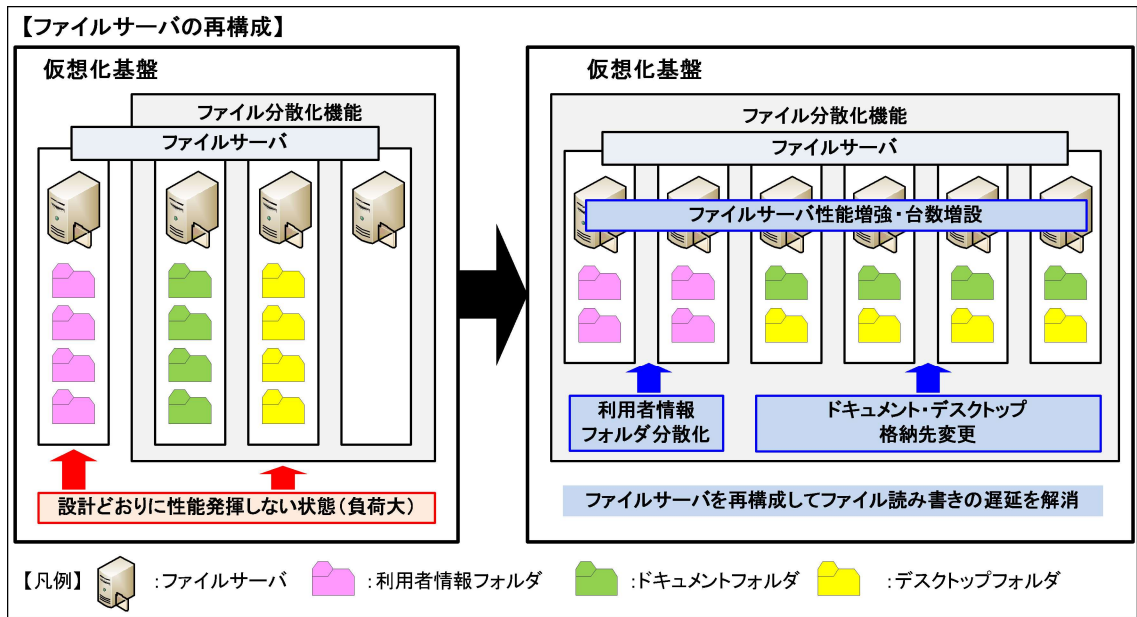


図4 ファイルサーバに対する作業

② 端末の通信設定変更

新端末から不要な通信が発生しており、本来必要な通信を圧迫している状態であったため、端末の業務利用に影響がない不要な通信を停止した。

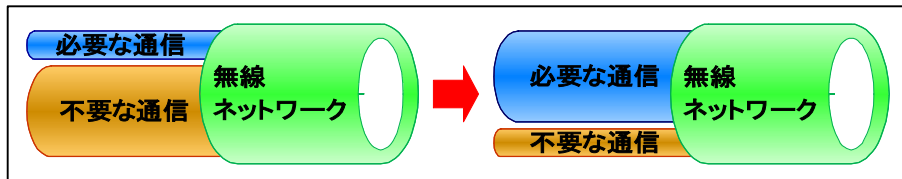


図5 不要な通信の停止

③ 無線ネットワークの設定変更

本庁舎内の無線装置で使用する周波数が隣接する無線装置と重なる状態であることが分析により判明したため、周波数と帯域幅の変更を行い、電波干渉を低減した。

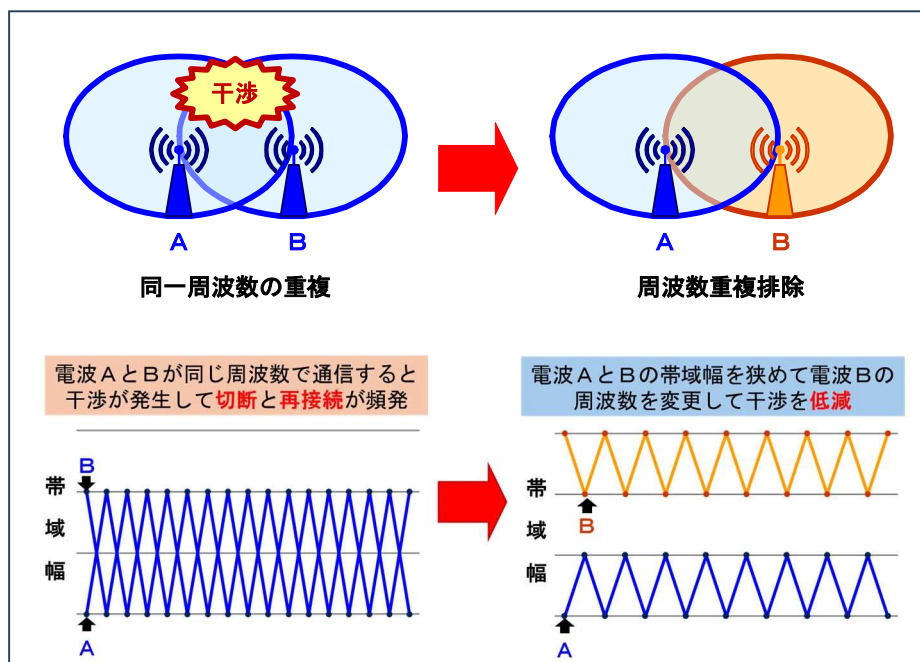


図6 無線電波干渉の改善

5. 原因及び責任の所在について

(1) 原因について

① 障害が発生した原因（想定）

- ・ 端末OSやブラウザソフトの変更が、想定以上にファイルの読み書きやネットワークの通信に負荷をかけたこと。
- ・ 新機能として導入したファイルの分散化と読み書きの高速化が、設計時に見込んだ性能を発揮できなかったこと。
- ・ 同時期に更新した共同電算システムを含め、端末全台の稼働を想定した環境で事前検証できなかったこと。

② 障害が長期化した原因

- ・ 複数の新機能に対する情報収集や影響の把握に時間を要したこと。
- ・ 端末とサーバを同時に更新したことや、共同電算システムも並行して更新したこと。
- ・ 仮説に対する改善策の中から、適切なものを見極めることが難しい状況だったこと。
- ・ 新システムが稼働する中での復旧作業であり、さらに障害を広げることがないように、業務終了後の限られた時間で、細心の注意を払って作業する必要があったこと。

(2) 責任の所在について

本障害は、複数の原因が重なったことで内容が複雑化し、設計段階まで遡って状況確認を行ったものの主たる原因の特定はできなかった。また、システム更新は調達仕様に基づく動作条件・設計・実装・事前検証等の各内容を本市及び事業者が合意の上で実施したことに加え、新機能や変更部分についても実績のある人員にて対応していたが、設計や事前検証の段階で本障害を予見することは困難であった。

本障害の責任の所在は委託契約の規定に基づき判断すべきところであり、主たる原因が特定できないことや障害の予見が困難であったことを踏まえ、委託契約書契約条件第8条第1項に基づき、賠償義務は双方とも負わないものと判断する。

【業務委託契約書から抜粋】

第8条 損害賠償

本契約に基づき委託者及び受託者が相手方に対し損害賠償義務を負担する場合、「損害賠償の累積金額は、請求原因の如何を問わず、第5条の対価を限度とし、委託者及び受託者は、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見または予見可能性の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、拡大損害及び逸失利益（予想されるコスト削減分を含みます）については、賠償義務を負わないものとします。

6. 再発防止策及び課題に対する今後の取組について

(1) 障害を発生させないための対策

- ・ 端末更新を先行して実施することにより、庁内ネットワークに対して通信内容に変化がないか確認する期間を設ける。
- ・ 新たな機能を導入する場合は、機能について事前に綿密な調査を行うとともに、利用環境への影響を把握した上で設計を行う。
- ・ 端末全台を同時稼働する疑似的な環境下での負荷試験等、事前検証する期間を十分に設ける。
- ・ システム仕様の調査や設計に要する期間を考慮した更新計画を立てる。

(2) 障害を長期化させないための対策

- ・ 更新計画には障害発生時対応の体制を定めておき、役割に応じた活動内容を指示することにより、円滑な復旧作業に取り組む。
- ・ 発生状況を正確かつ迅速に収集することにより、復旧作業の優先順位を設定する。
- ・ 大規模なシステム更新を同時期に行うことは極力避ける。

(3) 課題に対する今後の取組

- ・ システム更新を検討するに当たり、新機能導入や他システム更新等の影響を考慮し、調達時期の前倒しを含めた十分な設計期間を確保する。
- ・ 綿密な事前検証が実施できる事業計画を立てる。
- ・ サーバと端末の更新時期や、他のシステム更新とはできるだけ同時に更新を行わない。
- ・ 職員に向けた情報伝達が適時・適切に行えなかった課題に対しては、正確な状況を速やかに周知するための方法として、災害時に電子メールを一斉送信する「富士市職員防災情報メール」を活用することにより、円滑な情報伝達を図る。

選挙管理委員会事務局総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
事務局長 鈴木茂之	5人	なし		

財 政 部
会 計 室
監 査 委 員 事 務 局

財政部総括表

部長名 鈴木健二郎

所属職員数(部長を含む。) 139人

所属課数 6課

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
財政課 (土地開発公社) 課長 菅野 晃	11人 (4人)	なし		
資産経営課 課長 後藤 剛	16人 ファシリティマネ ジメント推進担当 資産活用担当 管財担当	1 公共施設跡地の利活用状況について	1	2
契約検査課 課長 大場洋一	14人 契約担当 工事検査担当	なし		
収納課 課長 押見賢二	36人 管理担当 収税担当 特別債権回収室 (うち1人静岡 地方税滞納整理 機構派遣)	なし		
市民税課 課長 金子弘之	30人 市民税第一担当 市民税第二担当	なし		
資産税課 課長 久保倉利和	31人 土地担当 家屋担当 償却資産担当	なし		

公共施設跡地の利活用状況について

財政部資産経営課

1 概要

「公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共建築物の維持管理手法の最適化や、保有建築物の総量削減に取り組んでいるところである。また、急速に進行する少子化により、幼稚園・保育園の再配置や、小中学校の廃止などに伴い、余剰施設が発生している。

公共施設跡地の利活用については、民間活力の導入なども踏まえ検討を進めているが、施設規模や建築物の経過年数、都市計画上の規制、避難所等の行政機能、地域の意見等により個別の対応を行っている状況である。

2 これまでの主な取り組み（実績）

番号	旧施設名	廃止年度	現状	特記事項
1	浜幼稚園	R1	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月 公売により、建物付きで県外の不動産業者に売却 ・民間事業者が分譲し販売する予定であったが、現在は敷地全体を売出中 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間売却としたため、所有権移転後の用途の制限がつけられない。 ・建物付きで売却する場合には解体条件付きでの公売や、用途を制限する等の手法の検討が必要。
2	大淵幼稚園	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月～ 障害福祉サービス事業運営のため社会福祉協議会に無償貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定的な利用であり、今後、隣接する大淵第一小学校の再編等の状況と合わせた再検討が必要。
3	大淵第二小学校	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～ ドローンスクールとして市内民間業者に10年間有償貸付 ・貸付料 1,711,482円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型プロポーザルにより事業者を選定。 ・貸付に当たって雨漏り等の施設修繕を実施。(R7: 2,156千円) ・用途を変更するために、隣接道路の拡幅を実施。(R6～R8: 52,364千円)
4	ラ・ホール南側駐車場	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・R7年7月 公売により県内の不動産業者に売却 ・民間事業者がマンション建設中 ・ラ・ホール本体敷地については、施設解体後、国による活用が見込まれるため調整中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地、土地形状が優れていたため、売却や売却後の民間事業者の活用がスムーズに進捗。
5	ふじもと児童クラブ	R6	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年10月～ 富士本中町及び富士本西町内会合同公会堂として町内会に無償貸付 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費、施設改修費及び将来的な解体費については町内会で負担

3 現在検討を進めている案件の状況

番号	旧施設名	廃止年度	現状	課題	本年度の取組事項
1	吉原林間学園	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・R2 に県から返還 ・周辺地区の浸水被害軽減のため、雨水貯留池等で利用中 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に学園跡地を売却し、調整池の整備と土地活用を実施する手法を検討したが、民間事業者へのヒアリングでは実施は困難との回答。 ・周辺の浸水による被害軽減を図るため、調整池などの対策について、優先地区の整備状況を鑑みながら検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な維持管理 ※雨水貯留池の浚渫 ※取水部や民家隣接地への防草シート設置 ※貯水量把握等のため、監視カメラ設置
2	吉原東中学校	R5	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館・グラウンドは学校開放事業継続中 ・校舎は未利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域であるものの、第一種住居地域であるため、住居系以外の活用用途が限られる。 ・以下の施設課題や留意事項が多くあり民間サウンディングで有効な提案がなかった。 <ul style="list-style-type: none"> ※指定避難所としての機能継続 ※用途変更に伴う接道拡幅 ※用地の境界未確定、官地の処理 ※グラウンド雨水貯留機能 ※敷地内の防火水槽の維持 ※体育館の国庫補助返還 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間サウンディングの継続的な実施 ・地域への進捗説明
3	浜保育園	R6	<ul style="list-style-type: none"> ・R7 に国勢調査作業場として利用 ・R8 未利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域であり、活用用途が限られる。 ・庁内での利活用希望は器材保管場所としての利用のみ。 ・民間サウンディングを実施したが、実現可能性の高い提案がなかった。 ・活用方針の経過を地域へ都度、説明することを求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定利用に係る庁内利用関係課との調整 ・地域への進捗説明
4	広見荘	R6	<ul style="list-style-type: none"> ・R7 に建物解体を実施 ・R8 未利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域であり、活用用途が限られる。 ・民間サウンディングを実施したが、有効な提案がなかった。 ・活用の用途が限られるものの、インターからも近く、広見公園の隣接地でもあり、立地条件は良好なため、通常の公売とするべきか判断が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再度の民間サウンディングの実施 ・再度の庁内での利活用希望の検討 ・地域への進捗説明 ・分筆、測量、官地処理

会計室 総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
室長 本多直人	9人 出納担当 審査担当	1 歳計現金及び基金の資金運用について	2	5

歳計現金及び基金の資金運用について

会計室・財政課

1. 概要

- ・公金は、歳入歳出に属する歳計現金のほか、預り金などの歳計外現金、特定の目的のために積み立てる基金に分類される。
- ・このうち、歳計現金及び基金については、これまで主として安全性を重視した運用を行ってきたが、金利が上昇しつつある現在においては、効果的な資金運用を行うため、運用期間の検討、さらにはリスクを考慮した適切な運用が求められている。

2. 歳計現金及び基金にかかる規定等

(1) 歳計現金（歳入歳出に属する現金）

- ・歳計現金の保管については、地方自治法等において、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金によることが明記されている。

「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。」

※地方自治法（第235条の4第1項）、地方自治法施行令（第168条の6第1項）

- ・「通常は、金融機関に預金して安全に保管することであり、かつ、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることであつて、これを基本的な原則とする意味である。」

※昭和38年12月19日自治省行政課長通知

(2) 基金（積立金）

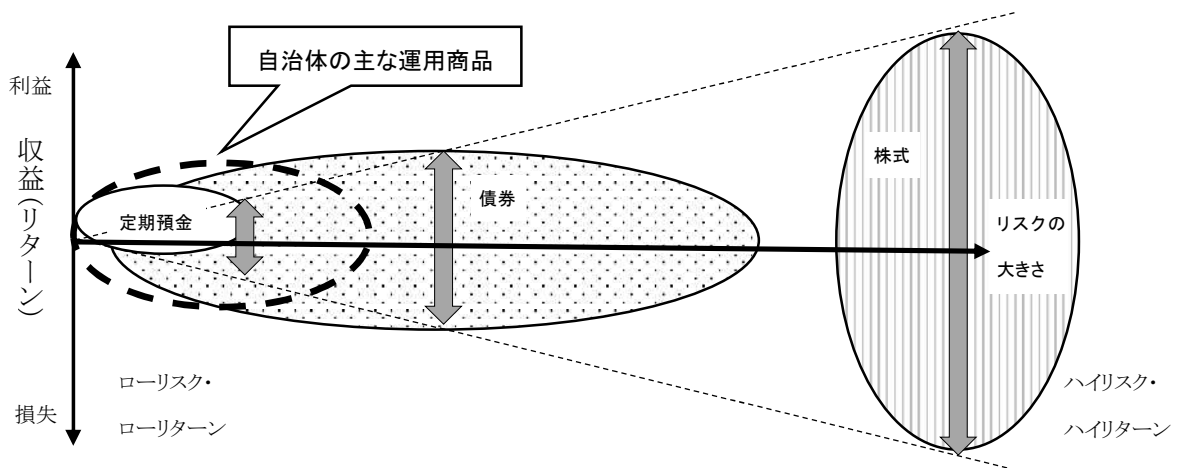
- ・地方自治法において基金を設けること、また、地方財政法において運用方法が明記されている。
- ・「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならない。」

※地方自治法（第241条第1項）、地方財政法（第4条の3第3項）

3. 運用方法によるリスク（主な金融商品の比較）

- ①安全性（信用リスク）：元本や利子の支払いが確実か
- ②流動性（流動性リスク）：必要な時にすぐ換金できるか
- ③収益性（リターン）：期待できる収益の大きさか

	①安全性（信用リスク）					②流動性		③収益性	
	評価	利子 配当	中途 売却時	満期時	倒産時	評価	（流動性リスク）	評価	（リターン）
定期 預金	◎	確定利率	元本保証	元本払戻	保険 一部適用	◎	解約可能	△	相対的低利回り
債券	○	確定利率	市場価格	元金償還	元本ロス	○	購入者の有無や 流通量による	○	預金比高利回り （売却時市場次第） で損失発生
株式	△	配当は 業績次第	市場価格	満期なし	元本ロス	○	上場株式はいつ でも売却可能 取引所閉鎖リスクあり	◎	配当金 （売却時相場動向） 次第で損失発生



4. 富士市の公金管理及び運用基準

・富士市においては以下の基準を設けて公金の管理及び運用を行っている。

(1) 富士市資金管理及び運用基準

- ・支払い資金の状況により一時的な資金余裕が生じた場合は、大口定期預金、普通預金、通知預金、譲渡性預金及び政府短期証券等で運用する。
- ・運用にかかる金額と期間は、資金の状況により、会計管理者がその都度決定する。
- ・金融機関に対し、利率の引き合いを行い、預金額を決定する。
- ・債券での運用を行う場合は、富士市債券運用基準による。

(2) 富士市債券運用基準

- ・債券運用の判断基準：①安全性、②流動性、③収益性
- ・運用期間：概ね 20 年以内
- ・債券運用会議を開催し、運用の金額及び期間を検討する。
- ・債券運用会議の構成員は、会計管理者、財政課長、基金を所管する課長とする。
- ・新発債の購入については、予約方式により購入可能とする。

5. 資金運用の状況

(1) 令和 8 年 3 月末の状況

ア) 大口定期の概要

- ・金額：8,999,033 千円（1 ロット 453,456 千円～600,000 千円 計 17 本）
- ・利率：1.252%（6 本）、1.475%（11 本）
- ・期間：令和 8 年 3 月 12 日～令和 8 年 9 月 25 日（197 日間）

イ) 債券の概要

- ・種類：国債（1 本）、地方債（44 本）、地方公共団体金融機構債（1 本）
- ・金額：6,099,741 千円
- ・利率：0.15%（令和 4 年購入）～1.82%（令和 7 年購入）
- ・年数：20 年（4 本）、10 年（22 本）、5 年（20 本）

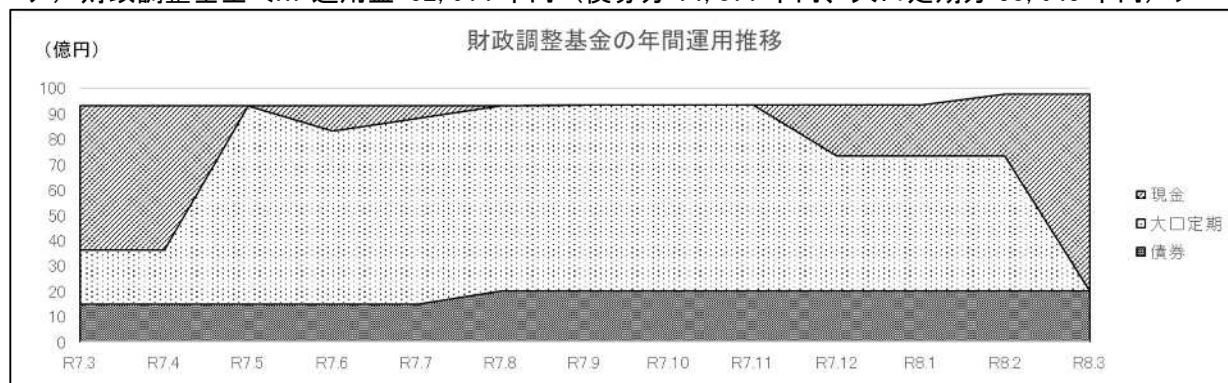
(2) 運用実績

種別	区分	令和5年度			令和6年度			令和7年度(見込)		
		平均資金 残高 (百万円)	運用益 (千円)	平均 利回り (%)	平均資金 残高 (百万円)	運用益 (千円)	平均 利回り (%)	平均資金 残高 (百万円)	運用益 (千円)	平均 利回り (%)
歳計現金	大口定期	1,534	2,664	0.174	911	3,421	0.376	1,133	6,342	0.560
基金	大口定期	6,852	21,416	0.313	9,098	56,126	0.617	14,484	123,287	0.851
	債券	2,900	14,065	0.485	4,100	21,112	0.515	5,150	32,454	0.630

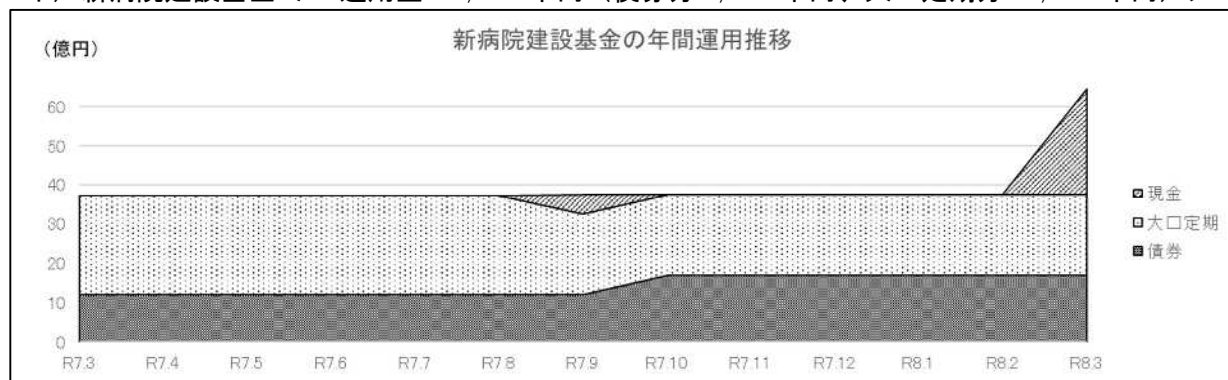
※平均資金残高…1年間の1日当たりの平均資金残高、※平均利回り…運用益÷平均資金残高×100(%)

(3) 主な基金の運用状況

ア) 財政調整基金<R7 運用益 52,914千円(債券分 14,871千円、大口定期分 38,043千円)>



イ) 新病院建設基金<R7 運用益 29,191千円(債券分 7,035千円、大口定期分 22,156千円)>



6. 今後の課題

(1) 支払準備金の確保及び余裕資金の運用<歳計現金>

- ・国・県支出金の迅速な交付申請と概算払制度を最大限に活用することにより、歳計現金の年度途中の支払準備金を確保するとともに、それ以外の当面支払いを必要としない資金(余裕資金)については大口定期での短期運用を行う。

(2) 短期債券の検討<基金>

- ・現在5年、10年、20年の債券を購入しているが、基金の活用予定に応じて5年未満の短期債券購入を検討する。

(3) 安全性の高い債券の検討<基金>

- ・現在は国債または地方債を購入しているが、安全性の担保を前提に、それ以外の収益性の高い債券の購入を検討する。

支払準備金に支障がない範囲で、預託(大口定期)と債券のバランスをとって運用を行う。

監査委員事務局 総括表

所属長氏名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
事務局長 小出雅一	6人	なし		

市 民 部

市民部総括表

部長名 田代 鶴記

所属職員数(部長を含む。) 131人

所属課数 5課

課名及び課長名	担当名及び職員数	当面の課題である事務事業名	資料 No.	ページ
まちづくり課 課長 高井和孝	11人 コミュニティ活動推進 担当 まちづくりセンター 担当	なし		
	40人 地区まちづくりセンター 19センター			
市民活躍・男女共同参画課 課長 帯津百枝	11人 市民協働 担当 多文化共生 担当 男女共同参画室	なし		
市民安全課 課長 芦沢貴洋 (消費生活センター)	9人 市民相談 担当 防犯交通安全 担当	1 防犯カメラ設置事業について (通学路防犯カメラ設置事業費等補助金及び街頭防犯カメラ設置事業)	1	2
市民課 課長 依田利也	44人 管理 担当 戸籍住民 担当 証明 担当 斎場	1 マイナンバーカードの交付状況等について	2	4
文化スポーツ課 課長 市川禎久	15人 文化 担当 スポーツ 担当			

防犯カメラ設置事業について

市民部 市民安全課

A 通学路防犯カメラ設置費等に対する補助金

令和8年度予算：5,565千円

1. 目的

子どもの安全確保や犯罪防止を目的として、小学校の通学路等に防犯カメラを設置する町内会（区）等に対して交付する「通学路防犯カメラ設置事業費補助金」を拡充するとともに、新たに「通学路防犯カメラ維持管理費等補助金」を交付し、地域防犯活動の更なる向上を目指す。

2. 背景

令和2年度から県補助金制度を活用し、小学校の通学路に防犯カメラを設置する町内会（区）等に対し、設置費の3分の2（カメラ1台当たり上限20万円）を補助する制度を開始したが、近年は設置数が伸び悩んでいた。

そのため、既に防犯カメラを設置済みの町内会（区）等を対象にアンケート調査を行ったところ、防犯カメラの必要性を感じるが、設置費用が高額であることに加え、設置後にも電気料金や保守管理等の維持管理費がかかることや、設置場所の選定や申請手続きに時間がかかる等の問題があることが浮き彫りになった。

県補助金制度は令和7年度で終了していることから、市独自の制度を創設し、町内会（区）等の費用負担を軽減するとともに、申請時期の見直し等を行い、設置数の増加を目指すものである。

3. 通学路防犯カメラに関する補助金新制度の概要

①設置費補助金

補助対象者	町内会（区）、町内会連合会及びまちづくり協議会
補助対象経費	通学路防犯カメラ設置に要する経費 カメラ購入費、設置工事費、看板製作・取付費など
補助額	補助対象経費の10分の9（カメラ1台当たりの上限額30万円）

※ただし、補助率10分の9、補助上限額30万円は、防犯カメラ設置促進のため、令和8年度から10年度までの3年間限定とする。

②維持管理費等補助金

補助対象者	町内会（区）、町内会連合会及びまちづくり協議会
補助対象経費	通学路防犯カメラの維持管理費及び修繕・取替費 ア. カメラの電気料金、保険料、保守点検に要する経費等 イ. カメラの修繕（やむを得ない事情による移設含む）又は取替（機器故障等による取替）に要する経費
補助額	ア. 維持管理費…補助対象経費の2分の1 （カメラ1台当たりの上限額1万5千円、うち電気料金は一律年3千円） イ. 修繕・取替費…補助対象経費の2分の1 （カメラ1台当たりの上限額5万円）

③富士市独自の申請しやすい制度に変更

- ・補助対象のカメラ設置場所について、小学生の通学路に限定せず、登下校中の子どもの安全確保のために必要な箇所についても補助対象に拡大
- ・補助金申請受付期間を6月末までに延長

※ただし、申請状況や予算残額等により、年度途中でも追加で申請受付可能とする。

4. 制度の周知

- ・町内会連合会、まちづくり協議会、町内会・区長説明会等の場で説明、協力依頼
- ・すべての町内会（区）長宛てに、新制度の概要を記載したチラシを配布
- ・市ウェブサイトに掲載
- ・各種防犯講座等で制度を紹介 など

B 街頭防犯カメラ設置事業

令和8年度予算：882千円

1. 目的

「通学路防犯カメラ」を補完するため、町内会（区）に属さない場所、公共性が高い駅、公園の周辺等の防犯カメラの設置が必要であると考えられる場所に、市が「街頭防犯カメラ」を設置する。

2. 背景

令和6年度から事業を開始し、7年度末までに6台の街頭防犯カメラを設置している。

公共空間に防犯カメラを設置することで犯罪抑止力を高めることができるほか、犯罪が発生した場合の犯人検挙率向上につながる効果が期待できる。

令和5年度に警察と協議して選定した設置候補箇所を中心に、令和10年度までに計30台（R8及びR9：各10台、R10：4台）の防犯カメラを設置できるよう、事業を加速化させている。

3. 防犯カメラ設置箇所について

設置済箇所	JR吉原駅前、吉原中央駅付近（令和6年度設置） 富士総合運動公園、豎堀駅周辺、JR富士駅南口ペDESTリアンデッキ、 JR吉原駅地下道（令和7年度設置）
設置候補箇所	中央公園、広見公園、米の宮公園、ふじのくに田子の浦みなと公園、 富士西公園、JR入山瀬駅前、JR富士根駅前、吉原本町駅前 など （※電源確保、権利者の承認等の問題により、変更になる可能性あり）

※設置箇所については、市ウェブサイトで公開し、犯罪抑止につなげる。

4. 防犯カメラの設置方法、保守管理等について

街頭防犯カメラの設置台数が今後増加することに伴い、カメラの動作確認等や警察からの映像提供の要請回数が増加することが予想されるが、市職員だけでは対応が難しいことから、今後新たに設置する街頭防犯カメラは、5年間のリース契約で設置し、機器の保守点検、警察対応等を合わせた契約とする予定である。

また、自主管理していた設置済の6台の街頭防犯カメラについても、保守管理等を業務委託する。

マイナンバーカードの交付状況等について

市民部市民課

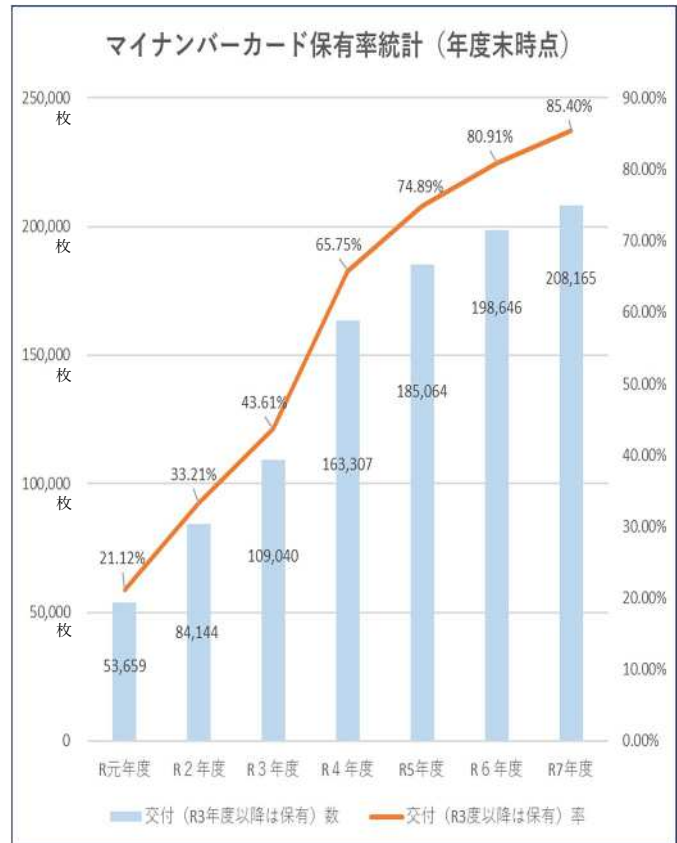
1 マイナンバーカードの現況について

(1) マイナンバーカードの概要

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付きカードであり、本人確認書類として利用できる。さらに、マイナンバーカードのICチップの中に、電子証明書を搭載することにより、住民票写し等のコンビニ交付サービス、e-TAX等の電子申請、及び健康保険証や運転免許証との一体化等、様々なサービスに活用することができる。

(2) 保有率の推移

これまで、マイナポイント事業による普及促進や健康保険証との一体化による利便性向上等、様々な取り組みが実施されており、本市のマイナンバーカードの保有者数は、令和7年度末現在で208,165枚となり、人口に対する保有率は85.4%である。



(3) 年度別発行状況

マイナンバーカードの年間の交付件数を年度別で比較すると、マイナポイント事業第2弾が実施された、令和4年度が突出して多かった。

マイナンバーカード	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
年間交付済件数	30,485	32,103	57,378	26,321	24,612	36,933

(4) 有効期限

マイナンバーカード本体の有効期限は、18歳以上の方は発行から10年間、18歳未満の方は発行から5年間となっている。また、カードに搭載される電子証明書については、年齢にかかわらず発行から5年間が有効期限となっている。（発行後5回目の誕生日が有効期限）

(5) マイナ保険証

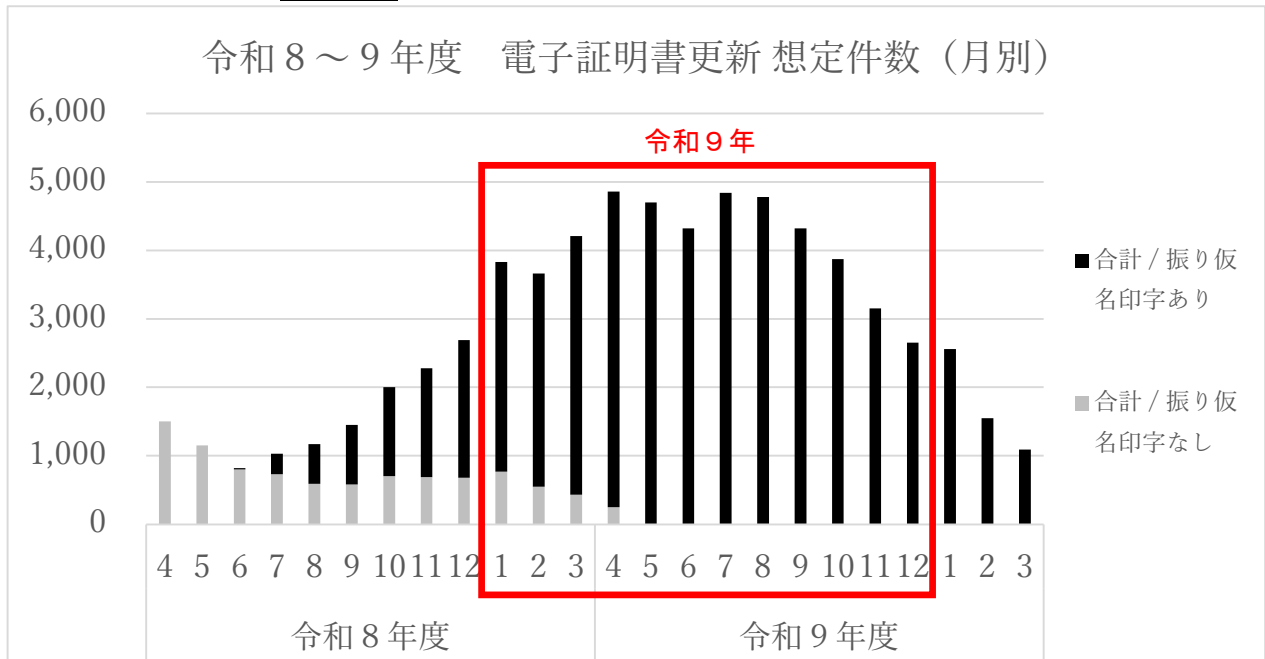
マイナンバーカード保有者の87.8%（厚生労働省統計資料より）が、保険証として利用している。マイナ保険証として利用するには、電子証明書が有効である必要がある。

2 想定される課題について

以下の2つの理由で、市民課の窓口が混雑し、市民の待ち時間の増加が予想される。

(1) 電子証明書の更新対象者が増加

国は、個人番号カード（マイナンバーカード）の保有率向上のため、マイナポイント事業として第1弾を令和2年9月から令和3年12月、第2弾を令和4年6月から令和5年9月に実施した。特に、第2弾の時にカードを取得した方が5回目の誕生日を迎え、電子証明書の更新時期に達し、下表のとおり**令和9年**の更新件数が激増する見込みである。

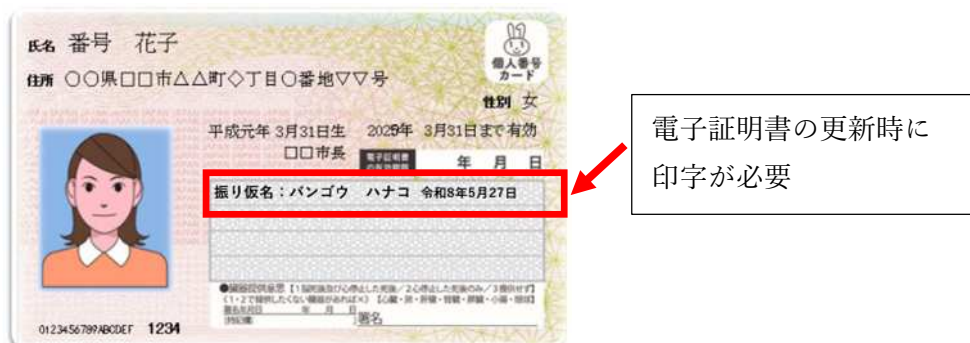


(2) マイナンバーカードに振り仮名の追記

令和8年5月26日からマイナンバーカードへの振り仮名の印字・データ記録が開始となる。この日以降に**電子証明書を更新する際**、住民票に振り仮名が記載されていれば、全ての市民のマイナンバーカードの券面に振り仮名を印字しなければならないと、令和8年3月19日付で国から通知された。

通常電子証明書の更新は、1件あたり、8分程度であるが、券面に振り仮名を印字する場合、追加で1件あたり約6分程度の時間がかかると想定している。

【振り仮名印字後のマイナンバーカード イメージ】



3 今後の取組について

(1) 市民課のマイナンバーカード窓口の拡充

電子証明書更新件数の増加や氏名の振り仮名印字対応に備えて、市民課の窓口体制を強化する。

○電子証明書更新件数の増加への対応

- ・市民課内の他業務用窓口を優先的にマイナンバー窓口として活用
- ・窓口数の増加及び職員の増員の検討
- ・市民のプライバシーを確保するためパーテーションが常設された窓口の設置検討

○振り仮名印字に対応

- ・券面プリンターを増設
- ・振り仮名印字を担当する職員増員の検討

これらの体制拡充により、迅速かつ確実なマイナンバーカード関連事務の提供を目指す。

(2) 電子証明書の更新可能な新たな場所の検討

電子証明書の更新件数が増加すると、現在の窓口だけでは対応が難しくなる可能性がある。そこで、混雑緩和と利用者の利便性向上のために、更新手続きを行える新たな場所を検討する必要がある。他市の事例を参考にしながら検討を進める。

【参考】 他市事例

熊本市マイナンバーカードセンター
(大劇会館 1 階)



名古屋市マイナンバーカードサービスコーナー
(イオンモール名古屋ドーム前)



まとめ

マイナンバーカードは 85%以上（20 万人）の市民が保有するカードとなった。

今後、行政手続きのさらなるオンライン化や医療・福祉分野での活用拡大など、生活のあらゆる場面でマイナンバーカードの重要性が一層高まっていくことが予想されている。

将来的には、より多くのサービスと連携し、社会全体のデジタル化を支える基盤として欠かせない役割を担うことが期待される。

このため、電子証明書の更新手続きを円滑に実施できる体制を整備し、利用者が安心してカードを活用できる環境を確保していくことが重要である。